



高校生の新たな門出を応援！

— 高校生活に必要な学用品等の購入支援を行います —

経済的な困難を抱える世帯に属する新高校生を対象として、入学準備費用に対し
30,000円を助成し、新たな門出を応援します。

申請期間：令和6年2月1日（木）～令和6年3月29日（金）まで

社協の情報はこちらから更新中↓



Instagram



Facebook



【お問い合わせ】

東海村社会福祉協議会 企画総務係

電話：029-282-2804

FAX：029-283-4535

ホームページも公開中 ⇒⇒⇒⇒



詳細は裏面をチェック

実施主体：東海村社会福祉協議会



本事業は、茨城県共同募金会の「地域共生社会づくり活動特別助成」を受けて実施しています。

新高校生入学応援事業 募集要項



1. 対象者

村内在住の中学3年生（4月高校入学予定者）であり、①②③のいずれかに該当する方

- ① 新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、収入減少前の収入から10%以上の減少がある世帯
- ② 「要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度」を利用している世帯
- ③ 生活福祉資金特例貸付の利用歴のある世帯

※生活保護世帯は対象外となります

2. 入学準備品対象

制服、体操服、学校指定シューズ、教科書、授業料、定期代など高校入学に必要なもの

3. 助成額

新高校生入学生徒一人につき 30,000 円

4. 申込書類

所定の申請書に添付書類を添えて申請してください。

《添付書類》

- ① 本人確認書類（対象者，保護者1名の身分証明書）
- ② 通帳の名義，口座番号が分かるもの
- ③ ※対象者①に該当する方

新型コロナウイルスの影響を受ける前と影響を受けた後の給料明細等（各1ヶ月分）

収入が分かるもの（通帳でも可） **※就労者が複数いる場合は、就労者全員分の収入が分かるものを提出してください。**

“新型コロナウイルスの影響を受ける前とは、令和2年3月以前の世帯収入ことで、“影響を受けた後の世帯収入”とは、令和2年4月から新型コロナウイルスが「5類感染症」に移行した令和5年5月以前までの世帯収入のこと。

※対象者②に該当する方

「要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度」利用世帯であることの決定通知書
又は振込通知書

※対象者③に該当する方

生活福祉資金特例貸付決定通知書または入金されている通帳等の写し

5. 申込方法

東海村総合福祉センター「絆」窓口備え付け，または東海村社会福祉協議会ホームページから申請書をダウンロードし，必要事項をご記入ください。「絆」窓口への持参またはメールでご提出ください。

東海村社会福祉協議会へメール (soumu@t-shakyo.or.jp) を送付する場合，「新高校生入学応援事業申込希望」のタイトルで，申請書 (PDF または Word) と添付書類 (画像または PDF) を添付し送信してください。

6. 報告書類

物品購入が済み次第，「新高校生入学応援事業支援報告書」に30,000円以上の領収書（写し）を添付の上，令和6年4月8日（月）までにご提出ください。

※提出されない場合，決定は取り消されますのでご注意ください。